

令和元年台風第 19 号により被災された方の 保険料の減免及び一部負担金の免除について

令和元年台風第 19 号により被害にあわれた皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

被災された後期高齢者医療保険の被保険者の方で要件を満たす場合は、以下のとおり保険料の減免や医療機関等での支払い（一部負担金）の免除を受けることができます。

1. 保険料の減免

（1）減免の対象となる方

次の要件のいずれかに当てはまる方が減免の対象となります。

- ①主たる生計維持者が居住する住宅が全半壊、床上浸水の損害を受けた場合
- ②主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った場合
- ③主たる生計維持者の行方が不明である場合
- ④主たる生計維持者の事業収入等（事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入）の減少が見込まれ、次の i から iii までの全てに該当する場合
 - i 事業収入等の減少額（保険金等により補填される金額を除く）が前年の事業収入等の額の 10 分の 3 以上であること。
 - ii 前年の合計所得金額が 1,000 万円以下であること。
 - iii 減少することが見込まれる事業収入等以外の前年の所得金額が 400 万円以下であること。
- ⑤主たる生計維持者以外の被保険者本人の行方が不明である場合

（2）減免する保険料

■令和元（平成 31）年度相当分保険料

令和元年 10 月 12 日以降に納期限（年金からの特別徴収の場合は年金の支払日）が設定されている保険料を、次の①から⑤の基準により算定した額を減免します。

■令和 2 年度相当分保険料

令和 3 年 3 月末日までに納期限が到来するもののうち、令和 2 年 4 月分から 9 月分までに相当する月割算定額を、次の①から⑤の基準により算定した額を減免します。

①住宅の損害

り災判定	減免割合
全 壊	全部
大規模半壊・半壊	1/2
床上浸水	1/2

- ②主たる生計維持者の死亡又は重篤な傷病
同一世帯に属する被保険者の保険料額全部

③主たる生計維持者の行方不明

同一世帯に属する被保険者の保険料額全部

④主たる生計維持者の収入の減少等

前年の合計所得金額	対象保険料額	減免割合
300万円以下であるとき	被保険者の保険料額に主たる生計維持者及び同世帯の全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額に占める減少することが見込まれる当該収入に係る前年の所得金額（2以上ある場合はその合計額）の割合を乗じて得た額	全部
300万円を超え 400万円以下であるとき		8/10
400万円を超え 550万円以下であるとき		6/10
550万円を超え 750万円以下であるとき		4/10
750万円を超え 1,000万円以下であるとき		2/10
事業等の廃止や失業の場合は、対象保険料額の全部		

⑤主たる生計維持者以外の被保険者本人の行方不明 当該被保険者の保険料額の全部

(3) 申請期限

令和元年度相当分 令和2年10月31日

令和2年度相当分 令和2年12月28日

※令和元年度相当分を申請した方は、令和2年度も引き続き減免が受けられます。

(申請不要)

(4) 申請場所

お住まいの市区町村の後期高齢者医療保険料担当窓口

(5) お問い合わせ先

申請方法や提出書類など詳しい内容は、以下窓口までお問い合わせください。

●お住まいの市区町村の後期高齢者医療保険料担当窓口

●宮城県後期高齢者医療広域連合 保険料課

電話：022-266-1021

2. 一部負担金の免除

(1) 一部負担金の免除について

一部負担金免除証明書の交付を受け、被保険者証とともに、医療機関等の窓口で提示することで、医療保険の窓口負担の支払いが不要となります。(入院時の食事代や治療用装具に係る費用、柔道整復師、あん摩・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師による施術代などは対象となりません。)

また、一部負担金免除証明書がなくても、令和2年3月31日までの間は、医療機関等の窓口で(2)の要件のいずれかに該当する旨をご申告していただくことで、免除を受けることができます。

※医療機関等の窓口で申告された内容については、後日、確認を行う場合があります。

なお、令和2年4月1日からは、医療機関等の窓口で窓口負担の支払いが不要となる措置を受けるためには、「一部負担金免除証明書」を提示する必要があります。

(2) 一部負担金免除の対象となる方

次の要件のいずれかに当てはまる方が免除の対象となります。

- ①住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた場合
- ②主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った場合
- ③主たる生計維持者の行方が不明である場合
- ④主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した場合
- ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない場合

(3) 免除の割合

全額

(4) 一部負担金免除の期間

令和元年10月12日～令和2年9月30日までの診療分

(5) 一部負担金免除証明書や医療費を既に支払っている場合の還付の申請期限

令和2年11月30日

※令和2年4月1日以降は、一部負担金免除証明書の交付を受けている被保険者が一部負担金免除証明書を提示せず一部負担金を支払った場合には、還付の対象となりません。

(6) 一部負担金免除証明書や医療費を既に支払っている場合の還付の申請場所

お住まいの市区町村の後期高齢者医療担当窓口

(7) お問い合わせ先

申請方法や提出書類など詳しい内容は、以下窓口までお問い合わせください。

●お住まいの市区町村の後期高齢者医療担当窓口

●宮城県後期高齢者医療広域連合 保険料課

電話：022-266-1021